

岐阜県公報

目次

告示

保安林の解除をしようとする旨の通知 保安林に指定する予定である旨の通知 道路の供用開始	(治山課) (同) (道路維持課)	五五 五六 五六
都市計画事業の変更認可	(都市整備課)	五七
各務原都市計画公園事業の認可	(都市公園課)	五七
大規模小売店舗の新設の届出に関する件 基本測量の終了 公共測量の実施	(商業・金融課) (用地課) (同)	五八 六一 六一

告示

岐阜県告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十一年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
- 二 関市洞戸高賀字平曾八四六の三
- 三 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十一年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
瑞浪市日吉町字川平七三〇八の八六から七三〇八の八九まで、七三〇八の九一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市馬瀬黒石字樽ヶ洞八四三、字ワサザ八九二の一、八九四、八九五、八九六の
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成三十一年二月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
一般国道	百五十八号	高山市丹生川町旗鉾字赤ソフ一〇八六番一地从先から一〇八七番一地向先まで	同市同町同字同	七・八	平成三〇・二・八	平成三〇・三・二六

岐阜県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年二月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）

一般 国道	百五十六 号	大野郡白川村大字牧字イノモ ト通一四〇番一地区地内	三六〇	平成 三・二・八	平成 六・二・九
----------	-----------	------------------------------	-----	-------------	-------------

岐阜県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供
用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年二月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持
課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路 種類	路線名	区 間	延 （メ） （ト）長	供用開始 の期日	備 （区） （域） 考 （決） 定又 は （変） 更の 告 （示） （年） （月） （日） （か）
大岐 野阜線		揖斐郡大野町大字稲富字上立 町一二七二番地先から 同 郡同 町大字同 字同 一二八二番地先まで	五五〇	平成 三・二・八	平成 三〇・二・三

岐阜県告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計
画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十
二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜駅城田寺線
岐阜都市計画道路事業 三・三・二十号
- 三 事業施行期間
平成二十五年八月六日から
同 三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

岐阜県告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市
計画公園事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示
する。

平成三十一年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
各務原都市計画公園 二・二・六八号 新加納陣屋公園
- 三 事業施行期間
平成三十一年二月八日から
平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 なし
使用の部分 なし

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。
 なお、その届出書等は、平成三十一年二月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び飛騨県事務所において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十一年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成三十一年二月一日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社ファミリーストアさとう
- 三 建物の名称及び所在地
ファミリーストアさとう桐生店
高山市桐生町二丁目二六五番の六 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成三十一年十月四日
- 五 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要
氏名又は名称	代表者の氏名	株式会社ファミリーストアさとう
住所	代表取締役	佐藤 祐介 高山市石浦町二丁目三五二番地
小売業を行う者		

その他小売業を行う者

店舗面積の合計	駐車場		駐輪場		荷さばき施設		廃棄物等の保管施設		小売業を行う者の開店時刻	小売業を行う者の閉店時刻	来客が駐車場を利用することができる時間帯	施設の運営方法に関する事項
	位置	収容台数	位置	収容台数	面積	位置	位置	容量				
一、六三三平方メートル	縦覧による	九六台	縦覧による	三〇台	一一九平方メートル	縦覧による	縦覧による	四九立方メートル	午前九時	午後九時	午前八時三〇分～午後九時三〇分	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
	縦覧による	五箇所							午前六時～午後七時			

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。
 なお、その届出書等は、平成三十一年二月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十一年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十一年一月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社クスリのアオキ

三 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ竹鼻店

四 大規模小売店舗の新設日

平成三十一年十月一日

五 大規模小売店舗の概要

届出事項

概要

氏名又は名称

株式会社クスリのアオキ

代表者の氏名

代表取締役 青木 宏憲

小売業を行う者

住所

石川県白山市松本町二五二番地

その他小売業を行う者

店舗面積の合計

一、六一五平方メートル

駐車場

位置

縦覧による

駐輪場

位置

縦覧による

施設の配置に関する事項

収容台数

六二台

荷さばき施設

位置

縦覧による

廃棄物等の保管施設

位置

縦覧による

管施設

容量

二二・八立方メートル

小売業を行う者の開店時刻

午前九時

小売業を行う者の閉店時刻

午後一〇時

施設の運営方法に
関する事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場の自動車の出入口

数

五箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時～午後九時

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

なお、その届出書等は、平成三十一年二月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成三十一年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十一年一月二十九日

二 届出者の氏名又は名称

大和ハウス工業株式会社

三 建物の名称及び所在地

（仮称）恵那複合商業施設Aゾーン

恵那市正家第二土地区画整理事業二街区一画地 外

四 大規模小売店舗の新設日

五 大規模小売店舗の概要

平成三十一年九月三十日

届出事項	氏名又は名称	DCMカーマ株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 豊田 芳行
小売業を行う者	住所	愛知県刈谷市日高町三丁目四一一番地
	その他小売業を行う者	
店舗面積の合計	位置	九、〇〇八平方メートル
	収容台数	縦覧による
駐車場	位置	四二八台
	収容台数	縦覧による
駐輪場	位置	二四台
	収容台数	縦覧による
施設の配置に関する事項	荷さばき施設	六〇平方メートル
	廃棄物等の保管施設	縦覧による
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前七時
	小売業を行う者の閉店時刻	午後十時
施設の運営方法に関する事項	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前六時三十分～午後十時三十分
	駐車場の自動車の出入口	八箇所
施設の運営方法に関する事項	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	縦覧による
		午前六時～午後十一時

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。
 なお、その届出書等は、平成三十一年二月八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成三十一年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成三十一年一月二十九日
- 二 届出者の氏名又は名称
大和ハウス工業株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
(仮称) 恵那複合商業施設Bゾーン
恵那市正家第二土地区画整理事業二街区五一画地 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成三十一年九月三十日
- 五 大規模小売店舗の概要

届出事項	氏名又は名称	株式会社パロ
	代表者の氏名	代表取締役 田代 正美
小売業を行う者	住所	多治見市大針町六六一番地の一
	その他小売業を行う者	未定
店舗面積の合計		八、九一六平方メートル

施設の運営方法に関する事項	駐車場		駐輪場		荷さばき施設		廃棄物等の保管施設	
	位置	収容台数	位置	収容台数	位置	面積	位置	容量
小売業を行う者の開店時刻	縦覧による	五六二台	縦覧による	二五七台	縦覧による	二五二平方メートル	縦覧による	九七・二立方メートル
小売業を行う者の閉店時刻	縦覧による	五六二台	縦覧による	二五七台	縦覧による	二五二平方メートル	縦覧による	九七・二立方メートル
来客が駐車場を利用することができる時間帯	縦覧による	五六二台	縦覧による	二五七台	縦覧による	二五二平方メートル	縦覧による	九七・二立方メートル
駐車場の自動車の出入口	縦覧による	五六二台	縦覧による	二五七台	縦覧による	二五二平方メートル	縦覧による	九七・二立方メートル
荷さばき施設において荷さばきを行うことが出来る時間帯	縦覧による	五六二台	縦覧による	二五七台	縦覧による	二五二平方メートル	縦覧による	九七・二立方メートル

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

三 作業期間

平成三十年四月十三日から
平成三十一年一月八日まで

四 作業地域

関市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、坂祝町、八百津町、御嵩町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十一年一月二十九日から
平成三十一年二月二十二日まで

四 作業地域

可児市

平成三十一年二月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社